

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施要領

平成 21 年 1 月 27 日付け農振第 1570 号
最終改正 平成 21 年 4 月 1 日付け農振第 2342 号
農林水産省農村振興局長

第 1 趣旨

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業（以下「本事業」という。）の実施については、農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施要綱（平成 21 年 1 月 27 日付け 20 農振第 1569 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第 2 事業内容

本事業で実施する事業内容は、次のとおりとする。

1 事業推進会議の設置・運営

実施要綱第 2 の 1 の事業推進会議においては、事業全体の推進について検討を行うとともに地域活性化を担う人材の育成・確保を安定的に支える仕組みについて検討を行うものとする。

2 農山漁村と人材のマッチング

(1) 農山漁村の現状調査並びに研修人材及びアドバイザーの受入可能地区の設定

① 市町村、農林漁業団体、その他農山漁村で活動する団体等を対象に、農山漁村が抱える課題及び農山漁村が活性化するために必要な情報を把握するための調査を行う。

② 農山漁村での地域資源の利活用による活性化活動を希望する人材（以下「研修人材」という。）及び農山漁村の活性化に関する専門的知識を有し、活性化に係る現地の指導を希望するアドバイザーに対する本事業の PR 資料の作成を行うとともに、研修等人材（研修人材及びアドバイザーをいう。以下同じ）の受入れの対象となる地区（以下「受入可能地区」という。）に対する同様の PR 資料の作成を行う。

③ 市町村等と調整の上、実施要綱第 2 の 3 の (2) の実践研修及び実施要綱第 2 の 4 の (2) のアドバイザー派遣を行う地区の募集を行い、受入可能地区を設定する。

(2) 研修等人材の募集

① 実施要綱第 2 の 2 の (2) の研修等人材の募集を行うため、募集広告の企画、募集の実施及び説明会の開催等を行う。

② ①に応募した者に対して審査、面接等を行い、研修等人材を選定する。

(3) 農山漁村と人材の相互調整

受入可能地区の課題及び要望と (2) の②により選定した研修人材の適性及び技能並びにアドバイザーの専門的知識及び指導実績を踏まえて、各研修等人材ごとに受入先となる地区（以下「受入地区」という。）を決定する。

3 研修の実施

(1) 研修内容の企画・立案

農山漁村での実践研修に関し、研修人材自らの手で地域資源を活用し、自立した事業へと発展させるための具体的な研修項目、活動支援計画、研修期間、研修人材の待遇等の研修内容の企画・立案を行う。

(2) 実践研修

① (1) で企画・立案した内容に基づき、研修の事前説明を行うとともに、受入地区での実践研修の実施及び進行管理を行う。

② (1) で企画・立案した研修内容の実施状況に応じて、実践研修の成果を高めるために必要な指導員を派遣し、研修人材が行うワークショップ及び活動成果発表会開催等の活動を支援する。

③ 実践研修の実施による受入地区における状況の変化等を把握して活性化の効果を検証する。

4 アドバイザー派遣の実施

(1) アドバイザー派遣内容の企画・立案

実施要綱第2の4の(1)の企画・立案の内容は、農山漁村における実践研修の取組課題として前例がなく、かつ、短期的な対応が必要とされる専門的な課題に関する具体的な指導項目、派遣期間、待遇等のアドバイザー派遣の内容とする。

(2) アドバイザー派遣

実施要綱第2の4の(2)のアドバイザーは、受入地区における講演、実技指導等の実施を行うものとする。

(3) アドバイザー派遣の効果検証

実施要綱第2の4の(3)の実施結果の確認においては、(2)のアドバイザー派遣の実施による受入地区における状況の変化等の把握を行うものとする。

5 事業成果の普及

実践研修及びアドバイザー派遣の実施による受入地区の状況の変化、地域活性化の効果等を踏まえて地域活性化を担う人材の育成・確保を安定的に支える仕組みに関する発表会の開催等により本事業の成果を普及する。

第3 事業実施等の手続

1 実施要綱第6の1の実施計画書は、別記様式第1号によるものとする。

2 実施要綱第6の2の「重要な変更」とは、要綱第2の1から5までに掲げる事業のいずれかを中止又は新たに実施しようとする場合とする。

3 事業実施期間が複数年度にわたる事業にあつては、実施計画書と併せ、別記様式第2号により事業全体計画（3箇年を限度とする。）を作成し、提出するものとする。

4 事業実施主体は1の提出を行う場合は、予め関係する団体等と調整を図るものとする。

5 農村振興局長は、事業実施主体に対し、必要に応じ、4の調整の結果について提出を求めることができるものとする。

第4 事業実施結果の報告

実施要綱第7の実施結果報告書は別記様式第3号によるものとし、毎事業年度の翌年度の5月末日までに農村振興局長に提出するものとする。

第5 事業評価結果の報告

実施要綱第8の評価結果報告書は別記様式第4号によるものとし、毎事業年度の翌年度の7月末日までに農村振興局長に提出するものとする。

第6 助成

1 実施要綱第9の助成の対象となる経費は、事業実施にかかる経費の内、次に該当するものとする。

(1) 賃金

(2) 報償費（アドバイザー派遣謝金を除く。）

(3) 旅費（アドバイザー派遣旅費を除く。）

- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 備品購入費
- (9) 技術員手当等
- (10) 研修手当
- (11) 共済費
- (12) 活動支援費
- (13) アドバイザー派遣旅費
- (14) アドバイザー派遣謝金

2 実施要綱第 10 の 2 により事業実施主体は研修人材に対し、研修人材の現地での実践活動に要する経費の手当として研修手当を支給する。ただし、国費については、補助率 2 分の 1 以内とし、7 万円／月を限度とする。

3 実施要綱第 10 の 3 により事業実施主体がアドバイザーに支給するものとする助成の内容及び補助率は、次のとおりとする。

- (1) アドバイザー派遣旅費
アドバイザー派遣に要する旅費を支給する。ただし、国費の補助率は 2 分の 1 以内とする。
- (2) アドバイザー派遣謝金
アドバイザー派遣に要する謝金を支給する。ただし、国費の補助率は 2 分の 1 以内とする。

第 7 補助対象事業費の取扱い

本事業の事業実施主体は、本事業の経理と他の経理とを明確に区分して取り扱うものとし、本事業の運用の適正化を確保する。

第 8 留意事項

事業実施主体は、実践研修及びアドバイザー派遣中の研修等人材の負傷等の事故の発生に備え、第 2 の 2 の (2) の②の研修等人材の選定に際して、当該事故に対応した各種保険の加入状況の確認を行うなどの措置を講ずるものとする。

第 9 その他

平成 20 年度における農村活性化人材育成派遣支援モデル事業に係る実施結果報告書の提出様式は、実施要領第 4 の規定にかかわらず、従前のおりとする。

(別記様式第1号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住 所
団 体 名
代表者名
印

平成 年度 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施計画書の提出について

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施要綱（平成21年1月27日付け20農振第1569号農林水産事務次官依命通知）第6の1に基づき、別紙のとおり事業を実施したいので申請します。

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施計画書

1. 事業推進会議の設置・運営

(1) 事業推進会議の開催（計画）

日時	場所	内容

(2) 事業推進会議の構成（計画）

氏名	所属	役職

2. 農村と人材のマッチング

(1) 農山漁村の現状調査及び受入地区の設定

① 農山漁村の現状調査及び受入地区の設定

農山漁村の現状調査の方法	受入可能地区の設定方法	設定予定地区数	実施時期

② 研修、アドバイザー派遣のPR資料

資料の内容	媒体の種類	部数等	実施時期

(2) 研修等人材の募集

予定募集人数

研修人材	人
アドバイザー	人

① 研修等人材の募集

	募集方法	媒体の種類	部数等	募集時期
研修人材				
アドバイザー				

② 選定の方法

	選定方法	決定時期	備考
研修人材			
アドバイザー			

(3) 農村と人材の相互調整 (マッチング)

	相互調整(マッチング)方法	決定時期	備考
研修人材			
アドバイザー			

3. 研修及びアドバイザー派遣の実施

(1) 研修及びアドバイザー派遣内容の企画・立案

	内容	予定時期	備考
研修			
アドバイザー派遣			

(2) 実践研修、アドバイザー派遣

	研修及びアドバイザー派遣予定期間	事前説明	サポート体制
研修			
アドバイザー派遣			
	受入地区、人数	研修等人材に対する実践活動費、アドバイザー派遣旅費・謝金の支給予定額・方法 (注)	備考
研修			
アドバイザー派遣			

(注) 支給予定額は国費補助額と補助残額(事業実施主体負担額、受入地区の団体負担額、その他負担額)の合計額とし、当該額が実践活動費、アドバイザー派遣旅費・謝金として研修等人材に支給する方法及び国費補助率が2分の1以内

であることを確認する方法を記載すること。

4. その他独自提案の事業の内容

(別記様式第2号)

事業全体計画

(円)

区分	全体計画		平成 年度 (事業開始年度)		平成 年度		平成 年度	
	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額
○ ○								
○ ○								
○ ○								
	合計		合計		合計		合計	
財源内訳	国庫補助金							
	自己負担							
	その他							

(注1) 区分の欄には第2の1から5までの各事項ごとにすべて記載すること。

(注2) 本事業は、毎年度、事業実施主体を募集し、予算の範囲内で採択する公募方式によるため、本計画を作成することをもって、複数年度の事業実施を担保するものではない。

(別記様式第3号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住 所
団 体 名
代表者名
印

平成 年度 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施結果報告書の提出につ
いて

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施要綱（平成21年1月27日付け20農振第
1569号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき、別紙のとおり農村活性化人材育成派
遣支援モデル事業実施結果報告書を提出します。

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施結果報告書

1. 事業推進会議の設置・運営

(1) 事業推進会議の開催（実績）

日時	場所	内容

(2) 事業推進会議の構成（実績）

氏名	所属	役職

2. 農村と人材のマッチング

(1) 農山漁村の現状調査及び受入地区の設定

① 農山漁村の現状調査及び受入地区の設定

農山漁村の現状調査の方法	受入可能地区の設定方法	設定地区数	実施時期

② 研修、アドバイザー派遣のPR資料

資料の内容	媒体の種類	部数等	実施時期

(2) 研修等人材の募集

募集人数

研修人材	人
アドバイザー	人

① 研修等人材の募集

	募集方法	媒体の種類	部数等	募集時期
研修人材				
アドバイザー				

② 選定の方法

	選定方法	決定時期	備考
研修人材			
アドバイザー			

(3) 農村と人材の相互調整 (マッチング)

	相互調整(マッチング)方法	決定時期	備考
研修人材			
アドバイザー			

3. 研修、アドバイザー派遣の実施

(1) 研修、アドバイザー派遣内容の企画・立案

	内容	時期	備考
研修人材			
アドバイザー			

(2) 実践研修、アドバイザー派遣

	研修及びアドバイザー派遣期間	事前説明	サポート体制
研修			
アドバイザー派遣			
	受入地区、人数	研修等人材に対する実践活動費、アドバイザー派遣旅費・謝金の支給額・方法 (注)	備考
研修			
アドバイザー派遣			

(注) 支給額は国費補助額と補助残額(事業実施主体負担額、受入地区の団体負担額、その他負担額)の合計額とし、当該額が実践活動費、アドバイザー派遣旅費・謝金として研修等人材に支給した方法及び国費補助率が2分の1以内であること

とを確認した方法を記載すること。

4. その他独自提案の事業の内容・実施結果

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業結果報告書

記載注意：研修等人材別に別葉として作成すること。

1. 研修等人材

氏名(年齢)	所属(所在地)	加入保険会社名 (給付内容)	備考

2. 研修等受入地区の団体

団体名	代表者名	所在地	担当部課名	担当者名

3. 農山漁村と人材の相互調整の内容

受入可能地区の課題 及び要望	研修人材の適性及び技能並びにアド バイザーの専門的知識及び指導実績	相互調整の内容

4. 研修、アドバイザー派遣内容

研修、アドバイザー 派遣内容	実施時期	指導員名	活動支援内容	備考

(注) 指導員名及び活動支援内容の欄は、研修の場合に記載すること。

(別記様式第4号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住 所
団 体 名
代表者名
印

平成 年度農村活性化人材育成派遣支援モデル事業評価結果報告書の提出について

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施要綱（平成21年1月27日付け20農振第1569号農林水産事務次官依命通知）第8に基づき、別紙のとおり、農村活性化人材育成派遣支援モデル事業評価結果報告書を提出します。

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業評価結果報告書

1 事業実施方針

--

(注) 平成21年度「田舎で働き隊！事業（農村活性化人材育成派遣支援モデル事業）公募要領第10の1の（1）の事業実施方針を転記する。
 なお、内容に変更があった場合は、その旨注記すること。

2 事業結果総括表

(円)

区分	全体計画		平成 年度 (当該年度)		平成 年度		平成 年度	
	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額
○ ○								
○ ○								
○ ○								
	合計		合計		合計		合計	
財源内訳	国庫補助金 自己負担 その他							

(注) 区分の欄には第2の1から5までの各事項ごとにすべて記載すること。
 (注) 2. 単年度事業の場合は、平成 年度（当該年度）のみ記載すること。

3 事業効果及び自己評価

--

(注) 1. 本事業の実施により得られた成果を記述すること。定量的に記述可能な効果は、可能な限り定量的な記述を行い、事業実施中及び実施後の農村地域の活性化の状況を事業実施前と比較することなどにより農村と都市部の人材をつなぐ仕組みの有効性、汎用性などについて検証を行い、事業実施により明らかとなった問題点、事業実施主体の自己評価を記載すること。
 (注) 2. 実践研修生が研修終了後、受入地区などで事業化又は企業等に就職した実績（見込みを含む。）内容を記述すること。